



(2) 犯則者違反行為別件数

申告所得税			法人税			その他		
該当条項	件数		該当条項	件数		該当条項	件数	
第 238 条	外	件 -	第 159 条	外	件 -	脱税犯規定	外	件 -
		7			16			5
第 243 条 〔平成 22 年度 改正前の 244 条を含む。〕	外	2	第 163 条 〔平成 22 年度 改正前の 164 条を含む。〕	外	16	両罰規定	外	X
		-			-			-
合 計	外	2	合 計	外	16	合 計	外	X
		7			16			5

- (注) 1 この表は、「(1)起訴事件数及び有罪に係る人員、金額」の「有罪件数」のうち脱税犯の件数の内訳を示したものである。  
 2 外書は、脱税犯規定の適用のほか、両罰規定も適用された件数である。  
 3 「その他」は、相続税、源泉所得税、消費税及び贈与税である。

## 22 間接国税犯則事件

(1) 検挙及び処理状況

区 分		酒 税							揮発油税及び地方揮発油税				石油ガス税			区 分			
		免 許 者		非免許者	小 計	犯 則 者 が 判 明 し な い も の	計	ほ脱犯	秩 序 犯	計	地 方 揮 発 油 税 分	ほ脱犯	秩 序 犯	計					
		酒 類 造 者	酒 類 販 売 業 者																
要件 処理数	前年度から未済	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	前年度から未済	要件 処理数
	検 挙	外	-	8	3	11	-	11	1	-	1	-	-	-	-	-	-	検 挙	
処 理 済 件 数	通 告 処 分	外	-	8	3	11	/	11	1	-	1	-	-	-	-	-	-	通 告 処 分	処 理 済 件 数
	告 発	収 税 官 吏	外	-	-	-	/	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	収 税 官 吏	
		そ の 他	外	-	-	-	/	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	そ の 他	
	通 知 処 分	外	-	-	-	/	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	通 知 処 分	
	不 告 発	外	-	-	-	/	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	不 告 発	
	処 分 前 減	外	-	-	-	/	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	処 分 前 減	
本 年 度 未 済 件 数	外	-	1	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	本 年 度 未 済 件 数	
犯 則 に 係 る 額			千円	千円	千円	千円	/	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	犯 則 に 係 る 額	
通 告 処 分 額 罰 科 金 相 当 額	外	-	716	134	850	/	850	1,000	-	1,000	-	-	-	-	-	-	-	通 告 処 分 額	
			360	1,693	1,155	3,208	/	3,208	210	-	210	-	-	-	-	-	-	罰 科 金 相 当 額	

調査対象等：平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間における間接国税の犯則事件について示した。

(注) 1 件数は1事件、1通告又は1通知ごとに1件として掲げた。

2 外書は、共犯による犯則事件及び両罰規定を適用した犯則事件について、主たる者以外の者及び行為者を示す。

(1) 検挙及び処理状況 (続)

区 分			石 油 石 炭 税			たばこ税及びたばこ特別税				印紙税	航 空 機 燃 料 税	電 源 開 発 促 進 税	合 計	区 分	
			ほ脱犯	秩序犯	計	ほ脱犯	秩序犯	計	たばこ 特別税分						
要件 処理数	前年度からの 繰越処理未済	外	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	前年度からの 繰越処理未済	要件 処理数
		検 挙	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	12		
処 理 済 件 数	通 告 処 分	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	12	通 告 処 分	処 理 済 件 数
		外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	21		
	告 発	取 税 官 吏	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	取 税 官 吏 告 発	
		そ の 他	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	通 知 処 分	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	通 知 処 分	
	不 告 発	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	不 告 発	
処 分 前 公 訴 権 消 滅	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	処 分 前 公 訴 権 消 滅		
本 処 理 未 済 件 数	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	本 処 理 未 済 件 数		
犯 則 に 係 る 額			千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	2,471	犯 則 に 係 る 額	
通 告 処 分 罰 金 相 当 額	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,850	通 告 処 分 罰 金 相 当 額		
			-	-	-	-	-	-	-	-	-	3,418			

調査対象等：平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間における間接国税の犯則事件について示した。

- (注) 1 件数は1事件、1通告又は1通知ごとに1件として掲げた。  
 2 外書は、共犯による犯則事件及び両罰規定を適用した犯則事件について、主たる者以外の者及び行為者を示す。

(2) 通告処分及び履行状況

区 分	酒 税				揮 発 油 税			石 油 ガ ス 税			石 油 石 炭 税			た ば こ 税			合 計	区 分		
	免 許 者 酒類等 製造者	酒類販 売業者	非免許者	計	ほ脱犯	秩序犯	計	ほ脱犯	秩序犯	計	ほ脱犯	秩序犯	計	ほ脱犯	秩序犯	計				
要 履 行 件 数	前年度からの 繰越履行未済	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	前年度からの 繰越履行未済	要 履 行 件 数	
	通告処分	外	-	8	3	11	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	12		通告処分
	計	外	1	6	13	20	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	21		計
履 行 等 件 数	通告不履行 行発	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	通告不履行 行発	履 行 等 件 数
	通告後 公訴権消滅	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	通告後 公訴権消滅	
	通告履行	外	-	8	3	11	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	12	通告履行	
	計	外	1	6	13	20	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	21	計	
本 履 行 未 済 件 数	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	本 履 行 未 済 件 数	
通 告 履 行 罰 科 金 額	外	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	通 告 履 行 罰 科 金 額
	外	-	716	134	850	1,000	-	1,000	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,850		
	外	360	1,693	1,155	3,208	210	-	210	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3,418		

調査期間：平成23年4月1日から平成24年3月31日

- (注) 1 外書は、共犯による犯則事件及び両罰規定を適用した犯則事件について、主たる者以外の者及び行為者を示す。  
2 税関分は含まない。

(3) 酒税の違反行為別検挙の状況

区分	免 許 者												非免許者			計			左の計のうち 密輸入酒類に係るもの								
	酒類製造者			酒母、もろみ製造者			酒類卸売業者			酒類小売業者			件数	犯則数量	税額	件数	犯則数量	税額	件数	犯則数量	税額	件数	犯則数量	税額			
	件数	犯則数量	税額	件数	犯則数量	税額	件数	犯則数量	税額	件数	犯則数量	税額													件数	犯則数量	税額
第 54 条	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	外1 1	2,185	-	306	外1 1	2,185	-	306	-	-	-	
第 55 条	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第56条第1項 第 1 号	-	-	-	-	-	-	外3 1	1,329,300	-	-	外1 2	222,649	-	-	外2 12	299,614	-	-	外6 15	1,851,563	-	-	-	-	-		
第 2 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 3 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 4 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 5 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 6 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 7 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 58 条	1	-	-	-	-	-	外1 1	22,174	-	-	外3 3	115,642	-	-	-	-	-	-	外4 5	137,816	-	-	-	-	-		
第 58 条 (平成22年度改正前)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 59 条 (平成22年度改正前)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 60 条 (平成22年度改正前)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計	1	-	-	-	-	-	外4 2	1,351,474	-	-	外4 5	338,291	-	-	外3 13	301,799	-	306	外11 21	1,991,564	-	306	-	-	-		
犯則者が判明 しないもの	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

調査期間：平成23年4月1日から平成24年3月31日

- (注) 1 「(1) 検挙及び処理の状況」について、違反行為別検挙の状況を示したものである。  
 2 外書は、共犯による犯則事件及び両罰規定を適用した犯則事件について、主たる者以外の者及び行為者を示す。  
 3 (外) 書は、2以上の違反条項に該当する犯則事件について、主たる条項以外の条項に該当する件数を示す。

(4) 酒税以外の間接税の違反行為別検挙の状況

揮 発 油 税		地 方 揮 発 油 税		石 油 ガ ス 税		石 油 石 炭 税		た ば こ 税	
該 当 条 項	件 数	該 当 条 項	件 数	該 当 条 項	件 数	該 当 条 項	件 数	該 当 条 項	件 数
第27条第1項第1号	外1 1	第15条第1項第1号	外1 1	第28条第1項第1号	-	第24条第1項第1号	-	第28条第1項第1号	-
〃 第2号	-	〃 第2号	-	〃 第2号	-	〃 第2号	-	〃 第2号	-
第28条第1号	-			第29条第1号	-	第25条第1号	-	第29条第1号	-
〃 第2号	-			〃 第2号	-	〃 第2号	-	〃 第2号	-
〃 第3号	-			〃 第3号	-	〃 第3号	-	〃 第3号	-
〃 第4号	-			〃 第4号	-	〃 第4号	-	〃 第4号	-
〃 第5号	-			〃 第5号	-	〃 第5号	-	〃 第5号	-
〃 第6号	-			〃 第6号	-	〃 第6号	-	〃 第6号	-
〃 第7号	-			〃 第7号	-				
合 計	外1 1	合 計	外1 1	合 計	-	合 計	-	合 計	-

た ば こ 特 別 税		印 紙 税		航 空 機 燃 料 税		電 源 開 発 促 進 税	
該 当 条 項	件 数	該 当 条 項	件 数	該 当 条 項	件 数	該 当 条 項	件 数
第21条第1項第1号	-	第22条第1項第1号	-	第20条第1項第1号	-	第13条第1項	-
〃 第2号	-	〃 第2号	-	〃 第2号	-	第14条第1号	-
第22条	-	第23条第1号	-	第21条第1号	-	〃 第2号	-
		〃 第2号	-	〃 第2号	-	〃 第3号	-
		〃 第3号	-	〃 第3号	-		
		〃 第4号	-				
		〃 第5号	-				
		第24条第1号	-				
		〃 第2号	-				
		〃 第3号	-				
合 計	-	合 計	-	合 計	-	合 計	-

調査期間：平成23年4月1日から平成24年3月31日

- (注) 1 「(1) 検挙及び処理の状況」について、違反行為別検挙の状況を示したものである。  
 2 外書は、共犯による犯則事件及び両罰規定を適用した犯則事件について、主たる者以外の者及び行為者を示す。